

## 駐輪場の利用方法

### 1 駐輪場料金

- (1) 利用者は、駐輪場に掲出した料金額及び料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金を支払うものとします。
- (2) 駐輪時間は、原則として車輛入庫認識装置が感知した駐輪スペースへの入庫から出庫までの時間とします。
- (3) 駐輪料金は、駐輪場内に備え付けの精算機、又は総合受付（グリーンハウス）での精算により支払うものとします。

### 2 駐輪及び精算方法

#### (1) 精算機付き駐輪場

- ア 入庫時は、ロックがかかっていることを確認の上、示された駐輪スペース内に駐輪をしてください。
- イ 出庫時は、精算機にて駐輪をした車室番号ボタンを押し、必ず駐輪料金をお支払いください。
- ウ 精算後、ロックが解除されていることを確認の上、3分以内に車庫してください。
- エ 3分を経過しロックが再セットした際は、再度駐輪料金をお支払いの上、車庫してください。

#### (2) 臨時駐輪場

- ア 総合受付（グリーンハウス）で利用時間を申し出て、料金をお支払の上、駐輪許可証を受け取り、原動機付き自転車・二輪自動車等の見える場所に取り付けてください。
- イ 定められた駐輪場に駐輪をしてください。
- ウ 予定していた利用時間を超えた場合は、超過時間相当の料金を総合受付（グリーンハウス）でお支払いください。

### 3 駐輪場利用時間

- (1) 24時間
- (2) 継続して48時間を超えて駐輪することはできません。但し、止むを得ない場合には総合受付（グリーンハウス）までご相談ください。

### 4 駐輪をすることができない車輛・不正駐輪

- (1) 本駐輪場は、以下の車輛以外は、駐輪をすることはできません。

ア 自転車の場合

車輌全長	車輌全幅	全高	タイヤ幅	車輌総重量
1785mm以下	600mm以下	1100mm以下	32mm以上 48mm以下	20kg以下

イ 原動機付自転車(排気量50cc以下)の場合

車輌全長	車輌全幅	全高	タイヤ幅	車輌総重量
1900mm以下	700mm以下	-	900mm以下	-

ウ 自動二輪車(排気量50cc超)の場合

車輌全長	車輌全幅	全高	タイヤ幅	車輌総重量
2400mm以下	1000mm以下	-	-	-

エ ア～ウの基準に該当する車輌でも、下記の車輌は駐輪をすることはできません。

(ア) タイヤ幅が太い車輌、又はロックできない形状の車輌（総合受付（グリーンハウス）での事前精算の場合は、駐輪をすることができます。）。

(イ) 車輌入出庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車輌。

(ウ) 自動二輪車・原動機付自転車のナンバーに覆いがされ、又は取り外されている車輌等、ナンバーの読み取りが困難な車輌。

(エ) 自動車登録番号の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車輌。

(オ) 無登録車輌、車検切れ車輌等、一般道路を走行することが禁じられている車輌。

(カ) 付属装着物等があり、接触により駐輪場施設もしくは機器又は他の車輌の損傷を発生させるおそれのある車輌。

(キ) 危険物、その他安全・衛生を害するおそれがある物、悪臭発生や液汁漏出の原因となる物を積載した車輌。

(ク) 他車輌との接触、積載物の落下のおそれがあるキャリア搭載車輌。

(2) 当駐輪場の利用者又は駐輪場以外に駐輪をしていた利用者が、駐輪料金を支払わず車輌を敷地外へ移動したときは、その利用者に対し、駐輪料金を請求する場合があります。

5 その他注意事項

- (1) 敷地内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全に十分に配慮すること。
- (2) 車輌内に貴重品を始めとする留意品については残置せず、身の回りに所持するこ

と。

- (3) 自動二輪車・原動機付自転車はエンジンを必ず停止すること。
- (4) 駐輪中の車輻に動物を放置しないこと。
- (5) 駐輪スペースではロック装置に正しくセットすること。ロック装置にセットされていない場合は施設管理者、又は駐輪場係員がセットすること。
- (6) 前号に掲げるものの他は、全て、施設管理者、又は駐輪場係員の指示に従うこと。
- (7) 別紙1 施設の利用方法（共通事項）をご確認ください。

## 6 禁止事項

- (1) 駐輪場の車室以外の場所へ駐輪をすること。  
※ 外構の各箇所に駐輪場を設置しています。
- (2) 駐輪ロックがかかるのを妨げること。
- (3) 大音量でのステレオ、夜間の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為をすること。
- (4) ビン、缶及び紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌、粗大ゴミ等の一切を捨てること。
- (5) 敷地内での車輻の駐輪以外の行為（営業・宣伝・募金・署名活動等）をすること。
- (6) 非衛生的なものを積載・取付けている時や液汁を出したり、こぼれる恐れがある場合に入場すること。
- (7) 駐輪枠線外に駐輪をすること。
- (8) 車室をまたがって駐輪をすること。
- (9) カラーコーン・テープ・ロープ等にて封鎖している車室に許可なく進入もしくは駐輪をしている場合。
- (10) 料金を精算せずに出庫すること。

## 7 免責事由

- (1) 施設管理者は、敷地内における車輻又はその積載物の盗難、紛失又は毀損について原則として責任を負いません。
  - ア 利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐輪場内に存在する車輻、又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害。
  - イ ラックやロック装置で車輻にキズ等が生じた場合の損害。
  - ウ 車輻をチェーン等の器具で固定していることにより、ロック装置にセットできない場合の、固定器具の切断。また、切断した器具の補償や損害。
  - エ 機器の故障等で入出庫不可能な場合、利用者の判断により無理に入出庫したことが原因による車輻の損害。また、出庫までの待ち時間や新たに発生する機会損失等の損害。
  - オ トラブル処理等の際し、利用者の都合による代車、タクシー代等の費用。
  - カ 車室番号を誤って精算した場合の損害。

- キ 車輻、積載物、取付け物及び車内の留意品についての盗品による利用者の損害（自転車盗、部品盗）。
- ク 駐輪することができない車輻・不正駐輪の規定に違反した車輻を駐輪したことに伴う損害。
- ケ その他利用者の自己過失による損害。
- コ 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による自然災害その他不可抗力による損害。
- サ 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害。
- シ 施設管理者の責めによらない事由による出庫不能により利用者が被った損害及びその他の損害。
- ス 車輻を他の場所に移動の上、課金等の対応を取る場合があります。当該対応により生じる車輻の汚損、破損、故障その他の不具合・損失。

#### 8 その他重要事項

- (1) 施設管理者は、駐輪場について事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車輻の移動その他必要な措置を講ずることができるものとします。
- (2) 利用者が予め施設管理者への届出を行なうことなく7日間を超えて車輻を駐輪している場合、撤去の対象とします。
- (3) 施設管理者は、車輻に警告書等の文章を貼り付ける場合があります。
- (4) ビデオ・カメラ等により駐輪場内及びその周辺を撮影している場合があり、施設管理者は任意にこれを不正駐輪の取締りに使用し、又は防犯・捜査等のための当局に提出する場合があります、利用者はこれを承諾するものとします。
- (5) 上記の他は、全て施設管理者の指示に従うものとします。